

[施設計画概要]

1 本業務の対象となる施設の概要は次の通りとする。

- (1) 施設名称: (仮称)弘前市立石川小・中学校等複合施設
- (2) 整備計画地の場所: 弘前市大字石川字庄司川添 地内
- (3) 施設用途: 小・中学校、公民館、出張所、児童館
 - ①小中学校校舎 (平成31年国土交通省告示第98号別添二 第7号第1類)
 - ②中学校屋内運動場 (平成31年国土交通省告示第98号別添二 第7号第1類)
 - ③武道場 (平成31年国土交通省告示第98号別添二 第7号第1類)
 - ④公民館、出張所 (平成31年国土交通省告示第98号別添二 第12号第1類)
 - ⑤児童館 (平成31年国土交通省告示第98号別添二 第12号第1類)
- (4) 耐震安全性の分類

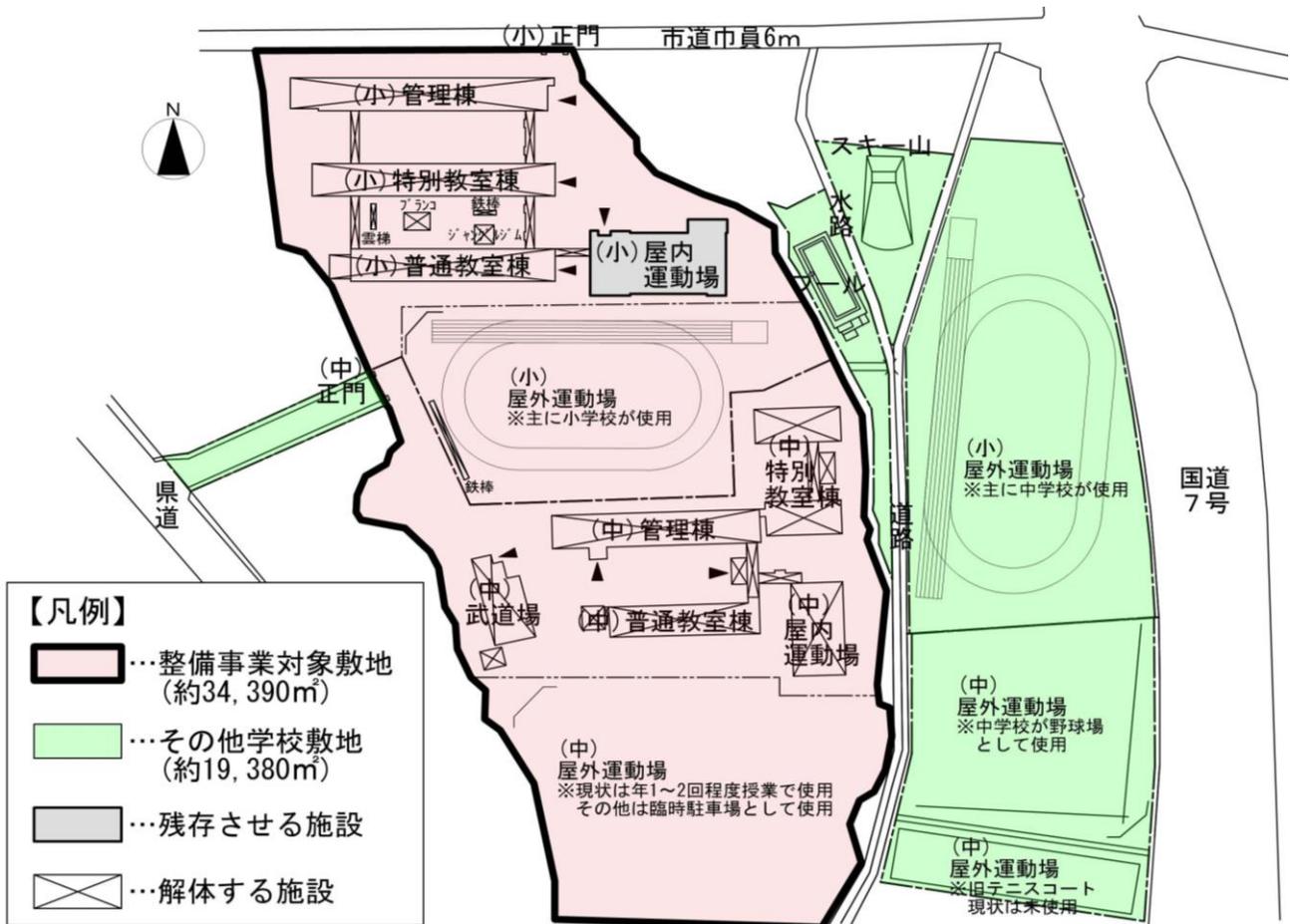
・構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備乙類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による

2 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ①敷地面積: 約34,390㎡
- ②都市計画区域等: 都市計画区域内(市街化調整区域)
- ③用途地域: 指定なし
- ④容積率/建ぺい率: 200%/70%



※国道7号沿いの(小)・(中)屋外運動場には、校舎等の建設は行わないものとする。

(2) 施設の条件

・各室の主な要件や面積を以下に示す。

※面積及び要望事項については、事業者の設計コンセプトに応じて一定の増減や変更は可能なものとする。

●石川小・中学校部分（地域開放を行う部屋は公民館、児童館利用者が共用できるものとする。）

種類	区分	室名	面積	室数	要望事項	地域開放
普通教室	小学校	普通学級	70 m ² 程度×	6	大開口タイプの多連動建具によりオープンスペースと区分できるようにする	
		特別支援学級	50 m ² 程度×	2	静かな学習環境の確保に配慮する (希望設置階：1階)	
	中学校	普通学級	70 m ² 程度×	3	大開口タイプの多連動建具によりオープンスペースと区分できるようにする	
		特別支援学級	50 m ² 程度×	2	静かな学習環境の確保に配慮する (希望設置階：1階)	
特別教室	小学校	理科室(準備室含)	135 m ² 程度×	1	廊下から出入りできる広めの準備室を設ける (※校舎にエレベーターが設置されない場合は希望設置階を1階とする)	
		生活科室	70 m ² 程度×	1		
		児童会室	40 m ² 程度×	1		
		特別活動室	70 m ² 程度×	1		
		多目的スペース	180 m ² 程度×	2	3学年で集会ができる広さとする	
	中学校	理科室(準備室含)	135 m ² 程度×	1	廊下から出入りできる広めの準備室を設ける (※校舎にエレベーターが設置されない場合は希望設置階を1階とする)	
		技術室(準備室含)	160 m ² 程度×	1	集塵機付きベルトサンダー2台設置	
		生徒会室	40 m ² 程度×	1		
		特別活動室	70 m ² 程度×	1		
		多目的スペース	180 m ² 程度×	1	3学年で集会ができる広さとする	
	小・中共用	美術室・図工室 (準備室含)	150 m ² 程度×	1		○
		音楽室 (準備室含)	150 m ² 程度×	1	普通教室から離して配置、教室は横長とし、防音機能を備える	○
		家庭科室 (準備室含)	150 m ² 程度×	1	調理用スペースと被服用スペースを設ける	○
		図書室(準備室含)	200 m ² 程度×	1	小学校用・中学校用図書を置けるスペースを確保し、パソコンによる調べもの学習スペースを設ける	
		外国語活動室	65 m ² 程度×	1		
		教育相談室	30 m ² 程度×	1	教育相談を必要とする児童が利用する入口を設ける。 (希望設置階：1階)	
		スクールカウンセリング室	30 m ² 程度×	2	教育相談室と隣接 (希望設置階：1階)	
管理諸室	小学校	校長室	40 m ² 程度×	1	(希望設置階：1階)	
		教材室	30 m ² 程度×	2		
	中学校	校長室	40 m ² 程度×	1	(希望設置階：1階)	
		教材室	30 m ² 程度×	2		

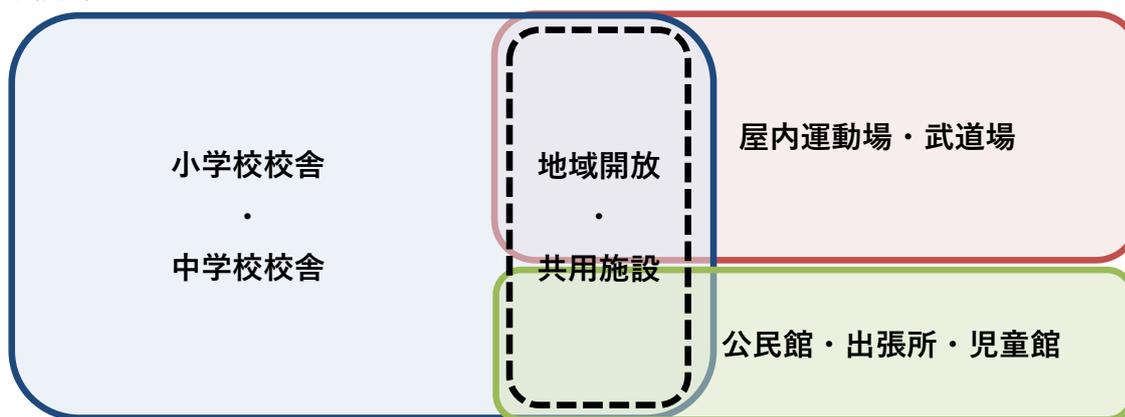
種類	区分	室名	面積		室数	要望事項	地域開放
管理諸室	小・中 共用	職員室	200	m ² 程度×	1	玄関付近に配置し、かつグラウンドが見えるよう配置する (希望設置階：1階)	
		保健室	80	m ² 程度×	1	救急搬送用の出入口を設ける ベッド4台を置ける広さとする シャワーユニット、洗濯機、汚物流し、給湯設備設置、教育相談室と隣接 (希望設置階：1階)	
		技能主事室	40	m ² 程度×	1	給食準備室の近くに配置 (希望設置階：1階)	
		印刷室	50	m ² 程度×	1	コピー機、輪転機を各2台設置予定 (希望設置階：1階)	
		会議室	100	m ² 程度×	1	可動間仕切りにより2室で使用できるようにする	○
		放送室	30	m ² 程度×	1	防音機能を備える	
		職員男子更衣室	25	m ² 程度×	1	職員室に近い場所に配置する	
		職員女子更衣室	25	m ² 程度×	1	職員室に近い場所に配置する	
その他	小・中 共用	玄関(児童・生徒・職員用) グラウンド用出入口	200	m ² 程度×	1	スロープ、電子錠ドア、防犯カメラ設置 風除室、玄関ホールを設ける (希望設置階：1階)	
		トイレ(専用) (児童・生徒用、多目的用、職員用)	60	m ² 程度×	1	設置箇所数は、児童・生徒数から想定される必要数とし、各階に多目的トイレを1つ設ける。	
		給食準備室	30	m ² 程度×	1	各フロアに1室配置 1Fには給食搬入車用シャッターを設置 給食用昇降機を設置する	
		備蓄倉庫	50	m ² 程度×	1		
		警備員室	15	m ² 程度×	1	玄関横に配置 (希望設置階：1階)	
屋内運動場	中学校	アリーナ ステージ 屋内運動場用物置 男女別更衣室	800	m ² 程度×	1	6人制バレーボールコート2面、 バスケットボールコート1面、 ミニバスケットボールコート2面	○
武道場	中学校	柔剣道場 武道場用物置 男女別更衣室	350	m ² 程度×	1	剣道場2面を確保できる広さとし、 畳を敷いて柔道ができるものとする	○

●複合施設（公民館・出張所・児童館）

※児童館部分の総面積は217.6㎡以上336㎡以下とする。

種類	区分	室名	面積	室数	要望事項
複合施設	公民館	和室	65 ㎡程度×	1	【貸室】各種会合、サークル活動で使用、2つに区切って使用できるものとする
		集会室	170 ㎡程度×	1	【貸室】各種会合、サークル活動で使用、3つに区切って使用できるものとする
		事務室	35 ㎡程度×	1	
		多世代交流スペース	120 ㎡程度×	1	児童・生徒、住民が交流できるフリースペース
	出張所	事務室兼待合室	100 ㎡程度×	1	事務室75㎡、待合室25㎡
	児童館	静養室	10 ㎡程度×	1	体調不良の児童を休ませたり、個別勉強や打合せ等、多用途に使用する
		遊戯室	55 ㎡程度×	1	ボール等を使用する児童の遊戯スペース 天井高さ4m程度とする
		集会室	35 ㎡程度×	1	児童の遊戯スペース
		創作活動室	35 ㎡程度×	1	児童の遊戯スペース
		事務室	20 ㎡程度×	1	
		カバン置き場	10 ㎡程度×	1	
		手洗い場	10 ㎡程度×	1	
	各館共用	図書室	50 ㎡程度×	1	
		倉庫	70 ㎡程度×	1	
		トイレ	65 ㎡程度×	1	
		玄関	60 ㎡程度×	1	風除室を設ける
		湯沸室	10 ㎡程度×	1	
		職員男子更衣室	10 ㎡程度×	1	休憩室を兼ねる
		職員女子更衣室	10 ㎡程度×	1	休憩室を兼ねる

◎施設配置イメージ



- ① 各施設は、原則、同一の棟とし、可能な限り共用化、省スペース化が図られたものとする。 (施設間が渡り廊下でつながっているものも同一の棟とみなす。)
 - ② 各施設の構造及び階数については、建設費や維持管理費、長寿命化や環境負荷低減等、ライフサイクルコストの縮減が図られたものとする。
 - ③ ユニバーサルデザイン化の考え方にに基づき、誰もが快適で安全に利用できる施設とすること。
- ※事業者の設計コンセプトに応じて、施設配置イメージの変更や別棟とできるものとし、その提案を妨げるものではない。

(3) 配置計画に関する要件

- ア. 各施設の利便性と児童・生徒を含む利用者の安全性が確保され、アクセスしやすい全体の配置計画とする。
- イ. 公民館や出張所の利用者が不用意に児童・生徒エリアへ立ち入らないよう区分できる配置とする。
- ウ. 地域における生涯学習やコミュニティ形成の拠点施設として、家庭科室、音楽室、美術室・図工室、会議室、中学校屋内運動場、武道場は地域開放できる配置とする。
- エ. 児童館専用の玄関を設置し、学校生活と児童館活動の切り替えができる配置とする。
- オ. 指定避難所となることから、非常用自家発電設備を整備する。
- カ. 駐車場は120台程度を想定し、各施設には駐輪場を配置する。
※既存施設駐車台数（小学校35台、中学校25台、公民館・出張所30台、
石川児童館10台、大沢児童館15台、薬師堂児童館5台）
- キ. 屋外運動場及び屋外遊具は、職員室から見える場所に配置するものとし、原則、200mトラックと直線100mを確保すること。
- ク. 近隣住民に対しての騒音、振動、グラウンドの砂ほこりなどの周辺環境に配慮した配置とする。

(4) 仮設校舎に関する要件

- ア. 仮設校舎を建設する場合は、学校運営に支障がなく、安全かつ効率的に工事を進められる計画とする。
- イ. 校舎の配置計画や仮設校舎の建設費用、既存校舎への移転費用を勘案のうえ、小学校既存校舎への中学校生徒及び教職員の移転集約や、仮設校舎の建設の必要性を検討すること。